

## 欧州委員会、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する規則案を公表

2012年10月9日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会環境総局は、10月4日付けのプレスリリースで、生物多様性条約の名古屋議定書に規定された義務を履行するための「遺伝資源へのアクセス及びその（欧州）連合内での利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則案」を公表した。

名古屋議定書は2010年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された国際ルールであり、締約国に対して、適法に採取された遺伝資源のみが領域内で利用されるような措置を確保することを義務付けている。

プレスリリースによれば、今回公表された規則案においては、利用者は、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識が適法にアクセスされており、利益が公正かつ衡平に配分されていることをチェックする義務を負い、また、「デュー・デリジェンス」を行ったことを宣言する義務を負うとされている。

また、一方で、研究者や産業界がルールを遵守できるように支援することも目的としているとして、種子バンクや植物園などの信頼できるコレクションの登録制度を設立することとし、このコレクションから利用者が研究材料を得た場合には、デュー・デリジェンスの義務のほとんどを満たすと考えられるとしている。

今後、本規則案が欧州議会及びEU理事会において合意されれば、規則として成立することになる。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Environment: Commission proposes measures to tackle biopiracy and facilitate nature-based research](#)

－ 規則案は、以下参照 －

[Text of the draft Regulation \(PDF\)](#)

－ 名古屋議定書の日本語仮訳文については、以下参照 －

[生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書](#)

(以上)